

基安計発0330第1号
平成23年3月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う
黒枠帳票の取り扱いについて

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第5号）により改正された労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等の施行については、平成23年2月4日付け基発0204第4号「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」をもって指示されたところであるが、同通達の記の第2の（6）のイに記載の「黒枠帳票」（別紙1参照）については、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないようお願いする。

記

1 黒枠帳票の入手等について

黒枠帳票については、平成23年4月1日以降、厚生労働省のホームページから印刷できるようになること。

このため、下記2の免許・免許証再交付・免許証書替・免許更新申請書（安衛則様式第12号）（以下「免許申請書」という。）を除き、平成23年度以降は、本省が黒枠帳票を印刷して都道府県労働局及び労働基準監督署に配付することはしないので留意すること。

各局においては、事業者等から黒枠帳票の入手方法について問い合わせがあった場合はもとより、各種指導等の機会を捉え、事業場等の関係者に対し、この点について周知すること。

なお、事業場等の関係者が、厚生労働省のホームページから印刷することが困難であるため、紙に印刷した様式を希望した場合には、黒枠帳票を労働基準行政システムの掲示板に掲載しておくので、適宜印刷の上、提供すること（免許申請書を除く。下記2参照。）。

2 免許申請書について

免許申請書については、申請者の利便性も考え、従前同様に本省が印刷したものを都道府県労働局及び(財)安全衛生技術試験協会に配布する予定であるが、他の様式と同様に厚生労働省のホームページから印刷することができるようになること。

従来の免許申請書は、免許証に印刷する本人写真を取り外し可能な特殊な両面テープ(様式に添付)で貼付して提出していただき、都道府県労働局のOCR機器で読み取る際は、一旦写真を取り外して、読み取っているところである。

厚生労働省のホームページから印刷した免許申請書(以下、「黒枠免許申請書」という。)の場合も同様の取扱いが必要であることから、写真を申請書に糊付けしないで提出(写真の裏側に氏名を明記いただく)していただくこととするので、都道府県労働局においては、写真が貼り付けられていない状態でOCR機器による読み込みを行い、その後、免許申請書に写真を糊付けし、写真読み取り用のOCR機器による読み込みを行う必要があるので留意すること。また、この作業に当たっては、免許申請書と写真裏側の氏名に齟齬がないかの確認を徹底すること。

なお、厚生労働省のホームページにおいては、「写真を申請書に糊付けしないで提出すること」、「写真の裏側に氏名を明記すること」の二点について注書きを付けることとしている。

3 改正前OCR帳票の使用について

今回の改正は、厚生労働省のホームページから印刷したものを提出できるよう、申請者の利便性の向上を目的として行ったものであり、様式の実質的な内容の変更はない。

このため、既に各局に配付済みの改正前OCR帳票については、特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を除き、引き続き使用可能であるので、事業場等から要望があった場合には配付して差し支えないこと。

4 通達に基づくOCR帳票の取扱いについて

安衛則等に基づかず、通達に基づく報告様式等として配布している帳票(指導勧奨による特殊健康診断結果報告書、死亡災害報告(イメージ情報))についても、今回の省令改正に併せ、別紙2のとおり黒枠帳票化しているので留意すること。

なお、通達に基づく報告様式等として配布している帳票のうち、死亡災害

報告（イメージ情報）については職員のみが使用することから、労働基準行政システムの掲示板にのみ掲載し、厚生労働省のホームページには掲載しないこととしていること。

5 その他

黒枠帳票をダウンロードし印刷する時には、印刷設定画面にて「ページ処理」の項目のうち「ページの拡大/縮小」は「なし」を選択し印刷を行うこと。

別紙 1

- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
(安衛則様式第 3 号)
- 定期健康診断結果報告書 (安衛則様式第 6 号)
- 免許申請書 (安衛則様式第 12 号)
- 所持免許申告欄 (安衛則様式第 12 号 (別紙))
- 有害物ばく露作業報告書 (安衛則様式第 21 号の 7)
- 労働者死傷病報告 (安衛則様式第 23 号)
- 特定化学物質健康診断結果報告書 (特化則様式第 3 号)
- 有機溶剤等健康診断結果報告書 (有機則様式第 3 号の 2)
- 鉛健康診断結果報告書 (鉛則様式第 3 号)
- 四アルキル鉛健康診断結果報告書 (四鉛則様式第 3 号)
- 高気圧業務健康診断結果報告書 (高圧則様式第 2 号)
- 電離放射線健康診断結果報告書 (電離則様式第 2 号)
- 石綿健康診断結果報告書 (石綿則様式第 3 号)
- じん肺健康管理実施状況報告 (じん肺則様式第 8 号)

別紙 2

- 指導勸奨による特殊健康診断結果報告書
- 死亡災害報告 (イメージ情報)

様式第3号(第2条、第4条、第7条、第13条関係)

備考 (裏面)

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。
- 4 二人以上の選任報告を行う場合に「総ページ」の欄は、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄は総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。
なお、2枚目以降は、「事業場の名称」、「事業の種類」、「事業場の所在地」、「電話番号」、「労働者数」、「坑内労働又は有害業務(労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務)に従事する労働者数」、「坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数」及び「産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数」の欄は、記入を要しないこと。
- 5 「事業の種類」の欄は、総括安全衛生管理者の場合は労働安全衛生法施行令第2条各号に掲げる業種を、安全管理者の場合は同条第1号又は第2号に掲げる業種を、衛生管理者又は産業医の場合は日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 6 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号をそれぞれ「-」(ダッシュ)で区切り記入すること。
- 7 「安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務」の欄は、安全管理者又は衛生管理者ごとに職務区分が分かれている場合はその分担を記入すること。
- 8 「総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要」の欄は、総括安全衛生管理者又は安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 9 「産業医の場合は医籍番号等」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当コードを記入すること。
- 10 「参考事項」の欄は、次のとおりとすること。
 - (1) 初めて総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任した場合は「新規選任」と記入すること。
 - (2) 安全管理者選任報告にあつては、労働安全衛生規則第4条第1項第3号に規定する事業場である場合は「指定事業場」と記入すること。
 - (3) 産業医選任報告にあつては、産業医の専門科名及び開業している場合はその旨を記入すること。
- 11 安全管理者選任報告の場合(労働安全衛生規則第5条第2号に掲げる者を選任した場合を除く。)は、同条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成18年10月1日において安全管理者としての経験年数が2年以上であることを証する書面(又は写し)を、衛生管理者選任報告の場合は、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面(又は写し)を、産業医選任報告の場合は、医師免許証の写し及び別表コード1から7までのいずれかに該当することを証明する書面(又は写し)を、添付すること。
- 12 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

種 別	コード	種 別	コード
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
		労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者	5
産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの	2	平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	6
		上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者	7
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	3		

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする事。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。
- 10 （*）の欄は、健診年月日現在において、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者を記入することとし、2以上の号別（イ～カ）に該当するものについては、主として従事する業務の欄に記入すること。
- 11 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査（オーディオメーターによる検査）（1000Hz）」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。
- 12 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。
- 13 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

(1) (免許・免許証再交付)申請書
(免許証書替・免許更新)

写真欄 (24mm×30mm)

写真は、申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽のものとし、写真の裏面に氏名を記入し、写真欄のシールを取り、はり付けること。

帳票種別 <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>		①申請の区分 1.新規交付 2.再交付 3.書替 4.更新 <input type="text"/>		②新規に申請する免許の種類 <input type="text"/> <input type="text"/> <small>新規に免許を申請する者のみ記入すること。 裏面備考 8を参照。</small>	
フリガナ	(姓)	(名)	性別		
申請者氏名				男・女	
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日生	本籍地
フリガナ					都・道・府・県
住所		〒 () 電話 ()			
勤務先等 連絡先	勤務先等 連絡先		〒 () 電話 ()		
③氏名 (姓をカタカナで記入すること。)			④氏名 (名をカタカナで記入すること。)		
<input type="text"/>			<input type="text"/>		
⑤郵便番号	<input type="text"/>	⑥生年月日	年	月	日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	1.明 3.大 5.昭 7.平	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑦性別					1.男 3.女
⑧本籍地	⑨住所地	⑩送付先希望		⑦性別	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	0.住所と同じ 1.住所と異なる		<input type="text"/>	
フリガナ		電話 ()			
送付先		〒 ()			
裏面備考 11を参照。					
①新規交付申請 試験合格による申請	⑪試験を受けた地域の番号		⑫試験年月日		⑬受験番号 (右につめて記入すること。)
<input type="text"/>	1.北海道 5.近畿 2.東北 6.中国・四国 3.関東 7.九州 4.中部		7.平 <input type="text"/>		<input type="text"/>
④新規交付申請 試験免除申請	資格内容 ()		⑭資格取得年月日		⑮資格種別
<input type="text"/>			1.明 3.大 5.昭 7.平		<input type="text"/>
⑥再交付申請	再交付の理由		⑯再交付理由		⑰書替理由
<input type="text"/>			<input type="text"/>		<input type="text"/>
⑧書替申請	フリガナ		変更前の本籍地 ()		⑱更新理由
<input type="text"/>			(都・道・府・県)		<input type="text"/>
⑫更新申請	申請免許有効期限		⑲ポイラー溶接士免許有効期限		⑳前年度別
<input type="text"/>	平成 年 月 日まで		7.平 <input type="text"/>		<input type="text"/>
・新様式免許証 (昭和63年10月1日以降に交付した免許証をいう。)を取得している者は、その免許証の番号を記入すること。			⑳免許証の番号		㉑前年度別
			<input type="text"/>		<input type="text"/>
・㉒、㉓又は㉔の申請が、旧様式免許証 (昭和63年10月1日前に交付した免許証をいう。)である場合は、次の事項を記入すること。			㉕免許証の番号 (右につめて記入すること。)		㉖交付年月日
㉗免許の種類		㉘交付局	㉕免許証の番号 (右につめて記入すること。)		㉖交付年月日
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>		昭和 <input type="text"/>
裏面備考 8を参照。		裏面備考 9を参照。			1~9年は右↑ 1~9月は右↑ 1~9日は右↑
㉚他の旧様式免許証の有無					
1.有 <input type="text"/> 裏面備考 12を参照。					
㉛氏名イメージ					
※ <input type="text"/>					
クレーン	移クレ	デリック	揚貨装置	(玉掛)	特ボイラー
ポイラー	二ボイラー	特ボイラー	普ボイラー	ポイラー整備	特一圧作業
ガス溶接	林業架線	発破技士	導火線発破	電気発破	衛生管理
衛生工学	高圧室内	潜水士	エックス線	ガンマ線	

折り曲げる場合は、この所を谷に曲げる。

※印の欄は記入しないこと。(職員が記入)

(受付印)

労働局長殿

平成 年 月 日

【備考】

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたり、のり付けしたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載すること。
 なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。
- 4 免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面(以下「本人確認証明書」という。)並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 5 免許証再交付申請の場合は、滅失によるものにあつては本人確認証明書、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。
- 6 免許証書替申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の異同を証する書面を添付すること。
- 7 免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 8 下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
- 9 下記の本籍地・住所地・交付局コード一覧を参照して記入すること。
- 10 住所と免許証の送付先が同じ場合は「0」、異なる場合は「1」を記入し、送付先欄に送付先を記入すること。
- 11 免許証の送付先が住所と異なる場合に記入すること。また、㊟送付先希望欄に「1」が記入されていることを確認すること。
- 12 当該免許申請の外に旧様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、㊟の下の該当する免許欄を○で囲み、所持免許申告欄(別紙)に記入すること。

収入印紙欄 (収入印紙は、申請者において消印しないこと。)

収入印紙は、所定事項を全て記入した後にはり付けること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後にはり付けること。

(本籍地・住所地・交付局コード一覧)

北海道…01	栃木…09	石川…17	滋賀…25	岡山…33	佐賀…41
青森…02	群馬…10	福井…18	京都…26	広島…34	長崎…42
岩手…03	埼玉…11	山梨…19	大阪…27	山口…35	熊本…43
宮城…04	千葉…12	長野…20	兵庫…28	徳島…36	大分…44
秋田…05	東京…13	岐阜…21	奈良…29	香川…37	宮崎…45
山形…06	神奈川…14	静岡…22	和歌山…30	愛媛…38	鹿児島…46
福島…07	新潟…15	愛知…23	鳥取…31	高知…39	沖縄…47
茨城…08	富山…16	三重…24	島根…32	福岡…40	外国籍…48

(免許種類コード表)

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	特級ボイラー技士	21	揚貨装置運転士	31	林業架線作業主任者(林業架線技士)
11	一級ボイラー技士	22	デリック運転士	32	導火線発破技士
12	二級ボイラー技士	23	移動式クレーン運転士	33	電気発破技士
13	特別ボイラー溶接士	24	クレーン・デリック運転士 〔床式運転式限定〕(注3)	34	発破技士
14	普通ボイラー溶接士			50	第一種衛生管理者(衛生管理者)
15	ボイラー整備士			51	衛生工学衛生管理者
16	特定第一種压力容器取扱作業主任者	25	クレーン・デリック運転士 〔無限定〕(注5)	52	第二種衛生管理者
20	クレーン・デリック運転士 〔クレーン限定〕(注1)			60	高圧室内作業主任者(高圧室管理者)
	クレーン運転士 〔無限定〕(注2)	30	ガス溶接作業主任者(溶接士) (アセチレン溶接主任者)	61	潜水士
				70	エックス線作業主任者
				71	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

- 注1 取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
- 注2 取り扱うことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。(平成18年3月31日以前)
- 注3 取り扱うことのできる機械の種類を床式運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
- 注4 取り扱うことのできるクレーンの種類を床式運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許をいうこと。(平成18年3月31日以前)
- 注5 取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

所持免許申告欄

帳票種別 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 84002 </div>		[この申告欄には、所持している旧様式 の免許証を確認のうえ記入すること。]			
フリガナ		(姓)	(名)		
氏名					
旧様式免許証	(1)	交付局 局	(4)		
	(2)	局	(5)		
	(3)	局	(6)		
① 氏名 (姓をカタカナで記入すること。)		② 氏名 (名をカタカナで記入すること。)			
③ 生年月日 元号 年 月 日 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 数字 ↑ 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑		④ 本籍地			
旧様式免許証	(1)	⑤ 免許の種類	⑥ 交付局	⑦ 免許証の番号	⑧ 交付年月日 昭和 年 月 日 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑
	(2)	⑨ 免許の種類	⑩ 交付局	⑪ 免許証の番号	⑫ 交付年月日 昭和 年 月 日 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑
	(3)	⑬ 免許の種類	⑭ 交付局	⑮ 免許証の番号	⑯ 交付年月日 昭和 年 月 日 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑
	(4)	⑰ 免許の種類	⑱ 交付局	⑲ 免許証の番号	⑳ 交付年月日 昭和 年 月 日 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑
	(5)	㉑ 免許の種類	㉒ 交付局	㉓ 免許証の番号	㉔ 交付年月日 昭和 年 月 日 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑
	(6)	㉕ 免許の種類	㉖ 交付局	㉗ 免許証の番号	㉘ 交付年月日 昭和 年 月 日 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑
職員記入欄	㉙ 新免許証番号			申告欄 ㉚ 単独処理	

折り曲げる場合は、この所を谷に折り曲げる。

【備考】

- 1 本籍地、免許の種類コード及び交付局コードは、様式第12号(2)の本籍地・住所地・交付局コード一覧及び免許種類コード表を参照して記入すること。
- 2 濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。

82002

有害物ばく露作業報告書

ページ / 総ページ

労働保険番号	<input type="text"/>										事業場の名称	<input type="text"/>		
	都道府県	所轄	管轄	基幹番号			枝番号	被一括事業場番号			事業場の所在地	郵便番号 ()	電話 ()	
事業の種類				労働者数	人									

ばく露作業報告対象物の名称	名称	コード	<input type="text"/>	対象年	7:平成	<input type="text"/>
---------------	----	-----	----------------------	-----	------	----------------------

対象物等の用	対象物等の途	ばく露作業の種類	対象物等の名称	年間製造・取扱い量	作業1回当たりの製造・取扱い量	対象物等の物理的性状	対象物等の温度	1日当たりの作業時間	ばく露作業従事者数	発散抑制措置の状況 (右に詰めて記入する。)
1	<input type="text"/>	<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()		<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()						
2	<input type="text"/>	<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()		<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()						
3	<input type="text"/>	<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()		<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()						
4	<input type="text"/>	<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()		<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()						
5	<input type="text"/>	<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()		<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()						
6	<input type="text"/>	<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()		<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()						
7	<input type="text"/>	<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()		<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()						
8	<input type="text"/>	<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()		<input type="text"/> 50の場合は具体的に ()						

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印

印

様式第21号の7（第95条の6関係）（裏面）

備考

1 記入上の注意

- (1) □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- (2) 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- (3) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- (4) 「対象物等の用途」が9以上ある場合は、2枚目を使用すること。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。
- なお、2枚目以降については、「労働保険番号」、「事業の種類」、「労働者数」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「ばく露作業報告対象物の名称」及び「対象年」の欄は、記入を要しないこと。
- (5) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

2 入力上の注意

- (1) 入力すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- (2) 選択肢が示されている場合は、選択肢の番号を選択すること。
- 3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類に応じて記入し、又は入力すること。
- 4 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行う物（以下「ばく露作業報告対象物」という。）の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号）に掲げる区分に応じて該当コードを、それぞれ記入し、又は入力すること。
- 5 「対象物等の用途」の欄は、ばく露作業報告対象物又はこれを含有する製剤その他の物（以下「ばく露作業報告対象物等」という。）の用途ごとに、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入し、又は入力すること。
- 6 「ばく露作業の種類」の欄は、ばく露作業報告対象物等を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業（以下「ばく露作業」という。）について、別表2に掲げる区分に応じて該当コードを記入し、又は入力すること。ただし、コードが30から49までに掲げるばく露作業の種類のいずれにも該当しない場合は、コード50に該当するものとし、具体的なばく露作業の種類を記入し、又は入力すること。
- 7 「対象物等の名称」の欄は、ばく露作業報告対象物等の名称を記入し、又は入力すること。

なお、ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物（以下「対象物含有製剤」という。）の名称については、事業者が当該対象物含有製剤の用途、一般名等を基に、「めっき液」、「シンナー」、「接着剤」等と適当な名称を記入し、又は入力すること。

8 「年間製造・取扱量」の欄は、報告の対象年におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱量について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱量は、当該対象物含有製剤ごとの製造量又は取扱量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出すること。

- (1. 500kg未満 2. 500kg以上1t未満 3. 1t以上10t未満 4. 10t以上100t未満 5. 100t以上1000t未満 6. 1000t以上)
- 9 「作業1回当たりの製造・取扱量」の欄は、作業1回当たりのばく露作業報告対象物の製造量又は取扱量について、固体にあつては質量を、液体にあつては体積を、気体にあつては当該物質が液化する温度下における当該物質の体積を、それぞれ算出し、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量又は取扱量は、当該対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量又は取扱量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出すること。

おつて、「作業1回」とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中断し、又は終了するまでの間をいうこと。

10 「対象物等の物理的性状」の欄は、ばく露作業におけるばく露作業報告対象物等の物理的性状について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

- (1. ベレット状の固体 2. 結晶又は粒状の固体 3. 微細・軽量パウダー状の固体 4. 液体（練粉及び液状混合物を含む。） 5. 気体)

11 「対象物等の温度」の欄は、ばく露作業時のばく露作業報告対象物等の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

- (1. 摂氏0度未満 2. 摂氏0度以上25度未満 3. 摂氏25度以上50度未満 4. 摂氏50度以上100度未満 5. 摂氏100度以上150度未満 6. 摂氏150度以上)

12 「1日当たりの作業時間」の欄は、当該ばく露作業に従事していた全ての労働者の一人当たりの1日間の平均のばく露作業時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

- (1. 15分/日未満 2. 15分/日以上30分/日未満 3. 30分/日以上1時間/日未満 4. 1時間/日以上3時間/日未満 5. 3時間/日以上5時間/日未満 6. 5時間/日以上)

13 「ばく露作業従事者数」の欄は、当該ばく露作業に従事していた1日当たりの労働者数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

- (1. 5人未満 2. 5人以上10人未満 3. 10人以上20人未満 4. 20人以上)

14 「発散抑制措置の状況」の欄は、発散抑制措置の状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。ただし、選択肢1から4までのいずれにも該当しない場合は、選択肢5に該当するものとし、具体的な発散抑制措置の状況を記入し、又は入力すること。

なお、2以上の選択肢に該当する場合は、当該選択肢のうち、その番号が小さいものから順に2つ選択すること。

- (1. 密閉化設備の設置 2. 局所排気装置の設置 3. プッシュプル型換気装置の設置 4. 全体換気装置の設置 5. その他)
- 15 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、備考6から14まで（備考8及び13を除く。）に規定する報告事項に関するいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入し、又は入力すること。

別表1

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用（コード11に掲げるものを除く。）
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、凝結剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防霉、漂白、脱臭、剥離等を目的とした使用
09	試験としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

別表2

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻き落とし、剥離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め作業
36	消毒、滅菌又は燻蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払拭、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯出しの作業
44	破砕、粉砕又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めっき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌、混練又は加熱の作業
50	その他

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類			
8	1	0	0	1									
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)													
カナ													
漢字													
工事名													
職員記入欄 派遣先の事業の労働保険番号					派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号								
事業場の所在地					構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称		派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称		提出事業者の区分				
郵便番号					労働者数		誕生日時(時間は24時間表記とすること。)						
							7:平成 →						
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)										生年月日		性別	
カナ											1:明治 6:昭和 7:平成 → 元号 年 月 日	()歳	男 女
漢字											職種	経験期間	(いすれかに○)
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)					傷病名		傷病部位		被災地の場所				
休業見込					死亡日時								
災害発生状況及び原因					略図(発生時の状況を図示すること。)								
①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安定な又は有害な状態があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。													
報告書作成者 職 氏 名					起因物		店社コード		業種分類				
					事故の型		発注者種類		事業場区分		業務上疾病		
											(1)該当 2:非該当		
									自由設定項目 (2) (3)				

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

特定化学物質健康診断結果報告書

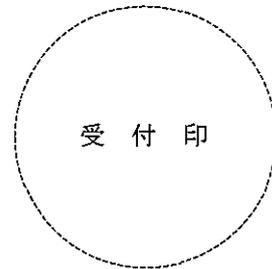
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

健康診断実施機関の名称及び所在地 事業場の所在地 事業の種類 事業場の名称 郵便番号 () 電話 () 在籍労働者数 人	① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号 □□□□□□□□□□□□□□□□	
	対象年 ② 元号 年 7:平成 □□□□ 数字 ↑ 1~9年は右 ↑ (月 ~ 月分) (報告 回目)	
健康診断実施機関の名称及び所在地 事業場の所在地 事業の種類 事業場の名称 郵便番号 () 電話 () 在籍労働者数 人	③ 元号 年 月 日 7:平成 □□□□□□□□ 数字 ↑ 1~9年は右 ↑ 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑ 健診年月日 第二次健康診断 年 月 日	
特定化学物質業務の種類 項目 ④ □□□ 具体的業務内容 ()	特定化学物質業務コード ⑤ □□□ 具体的業務内容 ()	特定化学物質業務コード ⑥ □□□ 具体的業務内容 ()
従事労働者数 ⑦ □□□□ 人	⑧ □□□□ 人	⑨ □□□□ 人
受診労働者数 ⑩ □□□□ 人	⑪ □□□□ 人	⑫ □□□□ 人
上記のうち第二次健康診断を要するとされた者の数 人	人	人
第二次健康診断受診者数 人	人	人
上記のうち有所見者数 ⑬ □□□□ 人	⑭ □□□□ 人	⑮ □□□□ 人
疾病にかかっていると診断された者の数 ⑯ □□□□ 人	⑰ □□□□ 人	⑱ □□□□ 人

折り曲げる場合は、(▲)の所を谷に折り曲げること

職員記入欄 ⑲ □	ページ ⑳ □	登記・修正等 空白 ⑳ □	登記 ㉑ □	補助キー 1~9 ㉒ □
-----------	---------	---------------	--------	--------------

産 業 医	氏 名 (印) 所属医療機関の名称及び所在地
-------	---------------------------



年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

(印)

様式第3号(第41条関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚れたり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならなくては、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健康診断を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健康診断年月日は報告日に最も近い健康年月日を記入すること。

- 6 「対象年」の欄の(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健康年月日現在の人数を記入すること。なお、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合は、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健康年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「産業界の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	203	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限り。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	222	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
002	ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	204	削除	223	トリレンジイソシアネート(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
003	4-アミノジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	205	エチレンイミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	224	ニツケルカルボニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
004	4-ニトロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	206	塩化ビニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	225	ニトログリコール(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
005	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	207	塩素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	226	パラジメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
006	ペーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	208	オーラミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	227	パラニトロクロロベンゼン(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	209	オルトフタロジニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	228	沸化水素(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
008	削除	210	カドミウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	229	ペータープロピオラクトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
009	削除	211	クロム酸及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	230	ベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
101	ジクロロベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	212	クロメチルメチルエーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	231	ペンタクロロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
102	アルファナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	213	五酸化バナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	232	マゼンタ(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
103	塩素化ジフェニル(別名PCB)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	214	コールタール(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	233	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
104	オルトトリジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	215	削除	234	炭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
105	ジアニジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	216	シアン化カリウム(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	235	硫化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
106	ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限り。)	217	シアン化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	236	硫酸ジメチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
107	ベンゾトリクロリド(これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	218	シアン化ナトリウム(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	237	ニツケル化合物(ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
201	アクリルアミド(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	238	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
202	アクリロニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	220	臭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	239	酸化プロピレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)
		221	重クロム酸及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)	240	1・1-ジメチルヒドラジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)

有機溶剤等健康診断結果報告書

標準字体

様式第3号の2(第30条の3関係)(表面)

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

8	0	3	0	2
---	---	---	---	---

ページ	総ページ
□ / □	□

労働保険番号	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> <tr> <td colspan="3">都道府県</td> <td colspan="2">所掌</td> <td colspan="2">管轄</td> <td colspan="4">基幹番号</td> <td colspan="2">枝番号</td> <td colspan="5">被一括事業場番号</td> </tr> </table>	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	都道府県			所掌		管轄		基幹番号				枝番号		被一括事業場番号					在籍労働者数	人
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□																						
都道府県			所掌		管轄		基幹番号				枝番号		被一括事業場番号																												
事業場の名称			事業の種類																																						
事業場の所在地	郵便番号 ()			電話 ()																																					

対象年	7:平成 → 元号 年 □□□ (月~月分) (報告 回目)	健診年月日	7:平成 → 元号 年 月 日 □□□□□□□□
-----	-----------------------------------	-------	-----------------------------

健康診断実施機関の名称					
健康診断実施機関の所在地			受診労働者数	□□□□人	
有機溶剤業務名	有機溶剤業務コード □□ □□ □□	具体的業務内容 ()		従事労働者数	□□□□人

	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数	作業条件の調査人数	□□□□人
他覚所見	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	肝機能検査	□□□□人
腎機能検査	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	眼底検査	□□□□人
貧血検査	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	神経内科学的検査	□□□□人
					医師の指示人数	□□□□人

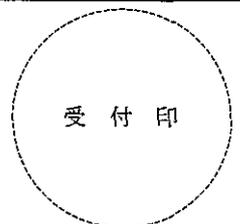
代謝物の検査	有機溶剤の名称等	有機溶剤コード	検査内容コード	有機溶剤コード	検査内容コード	有機溶剤コード	検査内容コード	有機溶剤コード	検査内容コード	
	実施者数	□□□□人								
	分	1	□□□□人	□□□□人						
		2	□□□□人	□□□□人						
3	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	□□□□人	

産業医	氏名 Ⓜ 所属医療機関の名称及び所在地
-----	---

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



Ⓜ

様式第3号の2（第30条の3関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる有機溶剤業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「有機溶剤業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記載すること。
- 11 「腎機能検査」には、尿中の蛋白の有無の検査の結果を含むこと。
- 12 「代謝物の検査」の欄の有機溶剤の名称等は、別表2を参照して、それぞれ該当する全ての有機溶剤コード及び検査内容コードを記入すること。また、「代謝物の検査」の欄の分布は、別表2を参照して、該当者数を記入すること。
- 13 「有機溶剤業務名」及び「代謝物の検査」の欄について記入枠に記入しきれない場合については、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、記入しきれないコード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 14 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他見所見のみの者は含まないこと。
- 15 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。
- 16 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表1

コード	有機溶剤業務の内容
01	有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、 ^{かくはん} 攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
02	染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性又はこれらのもの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、 ^{かくはん} 攪拌又は加熱の業務
03	有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
04	有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
05	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
06	接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
07	接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
08	有機溶剤等を用いて行う洗浄（コード12に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務
09	有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（コード12に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
10	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
11	有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
12	有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

別表2

有機溶剤コード	有機溶剤の名称	検査内容コード	検査内容	単位	分布		
					1	2	3
11	キシレン	1	尿中のメチル馬尿酸	g/l	0.5以下	0.5超 1.5以下	1.5超
30	N・N-ジメチルホルムアミド	1	尿中のN-メチルホルムアミド	mg/l	10以下	10超 40以下	40超
31	スチレン	1	尿中のマンデル酸	g/l	0.3以下	0.3超 1以下	1超
33	テトラクロロエチレン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/l	3以下	3超 10以下	10超
		2	尿中の総三塩化物	mg/l	3以下	3超 10以下	10超
35	1・1・1-トリクロロエタン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/l	3以下	3超 10以下	10超
		2	尿中の総三塩化物	mg/l	10以下	10超 40以下	40超
36	トリクロロエチレン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/l	30以下	30超 100以下	100超
		2	尿中の総三塩化物	mg/l	100以下	100超 300以下	300超
37	トルエン	1	尿中の馬尿酸	g/l	1以下	1超 2.5以下	2.5超
39	ノルマルヘキサン	1	尿中の2・5-ヘキサジオン	mg/l	2以下	2超 5以下	5超

様式第3号(第55条関係)(裏面)

備考

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の(報告回数)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年

- 月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる鉛業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「鉛業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
 - 「分布」の欄中「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」及び「赤血球中のプロトポルフィリンの量」については、別表2を参照して、それぞれ該当者数を記入すること。
 - 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの方は含まないこと。
 - 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。
 - 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表1

コード	鉛業務の内容	コード	鉛業務の内容
01	鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結錠等の取り扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が60リットルを超えない作業場における450度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。コード02から07まで、12及び16において同じ。)	08	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破砕、溶接、溶断、切断、鋸打ち(加熱して行う鋸打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
		09	鉛装置の内部における業務
02	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における溶鉱(鉛を3パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務	10	鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務(コード09に掲げる業務を除く。)
		11	転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
03	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉砕、混合、ふるい分け、練粉、充填、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	12	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する塗料、糊、農薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄造、粉砕、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
		13	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務(臨時に行う業務を除く。コード14から16までにおいて同じ。)
04	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加熱若しくは加工の業務	14	鉛化合物を含有する塗料を用いて行う施塗又は当該施塗を行った物の焼成の業務
05	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄造の業務	15	鉛化合物を含有する塗料を用いて行う給付け又は当該給付けを行った物の焼成の業務(筆若しくはスタンプによる給付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成釜による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。)
06	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉砕、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	16	溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
		17	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
07	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)	18	コード01から08まで又は10から17までに掲げる業務を行う作業場所における清掃の業務

別表2

検査内容	単位	分布		
		1	2	3
血液中の鉛の量	µg/100ml	20以下	20超 40以下	40超
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	µg/l	5以下	5超 10以下	10超
赤血球中のプロトポルフィリンの量	µg/100ml赤血球	100以下	100超 250以下	250超

様式第3号（第24条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告回数）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「四アルキル鉛等業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「四アルキル鉛等による有所見者数」の欄の四アルキル鉛等業務への就業を禁止された者は、四アルキル鉛中毒予防規則第26条の規定により四アルキル鉛等業務に従事させてはならない労働者の数を記入すること。
- 12 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	四アルキル鉛等業務の内容
01	四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）
02	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）
03	コード01又は02に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行う業務（コード04に掲げる業務に該当するものを除く。）
04	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含むガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
05	四アルキル鉛等を含む残さい物（廃液を含む。）を取り扱う業務
06	四アルキル鉛が入っているドラム缶その他の容器を取り扱う業務
07	四アルキル鉛を用いて研究を行う業務
08	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（コード02又は04に掲げる業務に該当するものを除く。）

高気圧業務健康診断結果報告書

80306

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険番号	<input type="text"/>	在籍労働者数	人
事業場の名称	事業の種類		
事業場の所在地	郵便番号 () 電話 ()		

対象年	7:平成 → <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (月~月分) (報告 回目)	健診年月日	7:平成 → <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
-----	---	-------	---

健康診断実施機関の名称			
健康診断実施機関の所在地	精密健康診断	年	月 日

項目	高気圧業務の種別	高気圧業務コード	具体的業務内容	高気圧業務コード	具体的業務内容
		<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> <input type="text"/>	()
従事労働者数		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	人
受診労働者数		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	人
上記のうち精密健康診断を要するとされた者の数			人		人
精密健康診断実施者数			人		人
高気圧業務による有所見者数	高気圧業務への就業を禁止された者	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	人
	その他	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	人

検査項目別内訳		実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数
	自覚症状又は他覚症状		人	人	人
骨 関 節		人	人	人	人
聴 器		人	人	人	人
循 環 器		人	人	人	人
呼 吸 器		人	人	人	人
尿		人	人	人	人

産業医	氏名	㊟
	所属医療機関の名称及び所在地	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



㊟

様式第2号（第40条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる高気圧業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「高気圧業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記載すること。
- 11 「高気圧業務による有所見者数」の欄の高気圧業務への就業を禁止された者は、高気圧作業安全衛生規則第41条の規定により高気圧業務に従事させてはならない労働者の数を記入すること。
- 12 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	高気圧業務の内容
10	高圧室内作業（ ^{かん} 潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）に係る業務
20	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

電離放射線健康診断結果報告書

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

帳票種別	80307	労働保険番号		都道府県	所轄	管轄	基幹番号	校番号	被一括事業場番号																																																																																								
対象年	7:平成	元号		(月~月分)	(報告回数)	健診年月日	7:平成	元号	年	月	日																																																																																						
事業の種類						事業場の名称																																																																																											
事業場の所在地	郵便番号 ()					電話 ()																																																																																											
健康診断実施機関の名称及び所在地						在籍労働者数	人																																																																																										
従事労働者数	男	女	計	線源の種類	線源コード	線源コード	線源コード	具体的内容 ()																																																																																									
有所見者数	男	女	計																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">実効線量による区分</th> <th colspan="4">眼の水晶体の等価線量による区分</th> <th colspan="4">皮膚の等価線量による区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">受診労働者数</td> <td rowspan="2">1</td> <td>5ミリシーベルト以下の者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> <td>45ミリシーベルト以下の者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> <td>150ミリシーベルト以下の者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> <td>45ミリシーベルトを超え150ミリシーベルト以下の者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> <td>150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> <td>150ミリシーベルトを超える者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> <td>500ミリシーベルトを超える者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>50ミリシーベルトを超える者</td> <td>男</td> <td>人</td> <td>女</td> <td>人</td> <td>計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												実効線量による区分				眼の水晶体の等価線量による区分				皮膚の等価線量による区分				受診労働者数	1	5ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	45ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	150ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	45ミリシーベルトを超え150ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	3	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	150ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	計	500ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	計	50ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	計											
実効線量による区分				眼の水晶体の等価線量による区分				皮膚の等価線量による区分																																																																																									
受診労働者数	1	5ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	45ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	150ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計																																																																														
		5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	45ミリシーベルトを超え150ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計																																																																														
	3	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	計	150ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	計	500ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	計																																																																														
		50ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	計																																																																																										

ページ / 総ページ

□ / □

産業医 氏名

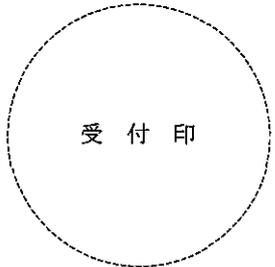
所属医療機関の名称及び所在地

印

年 月 日 事業者氏名

労働基準監督署長殿

印



様式第2号(第58条関係)(裏面)

受診所見の内訳

項目	実施者数	有所見者数
白血球数	男	人
	女	人
白血球百分率	男	人
	女	人
赤血球数	男	人
	女	人
血色素量	男	人
	女	人

項目	実施者数	有所見者数
ヘマトクリット値	男	人
	女	人
眼	男	人
	女	人
皮膚	男	人
	女	人

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告回数)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。

- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は放射線業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「有所見者数」の欄は、各健康診断項目の有所見者の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。
- 11 「線源の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的内容(種類別)を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 12 線量による区分は、今回の健康診断を行った日の属する年の前年一年間に受けた線量によつて行うこと。
- 13 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	線源
10	医療用の엑스線装置
11	工業用等の엑스線装置で撮影用のもの
12	工業用等の엑스線装置で透視用のもの
13	工業用等の엑스線装置で分析用のもの
14	工業用等の엑스線装置でその他のもの
15	荷電粒子を加速する装置
16	製造工程中の엑스線管
17	製造工程中のケノトロン
18	医療用のガンマ線照射装置
19	工業用等のガンマ線照射装置
20	ガンマ線照射装置以外の放射性物質を装備している機器
21	放射性物質
22	原子炉
23	坑内におけるラドンガス

石綿健康診断結果報告書

80310

標準字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険番号	<input type="text"/>	在籍労働者数	人
事業場の名称			事業の種類
事業場の所在地	郵便番号 ()		電話 ()

対象年	7:平成 → 元号 年 <input type="text"/> <input type="text"/> (月 ~ 月分) (報告 回目)	健診年月日	7:平成 → 元号 年 月 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
-----	---	-------	---

健康診断実施機関の名称	第二次健康診断	年 月 日
-------------	---------	-------

健康診断実施機関の所在地	
--------------	--

項目	石綿業務の種類別	石綿業務コード <input type="text"/> <input type="text"/>	石綿業務コード <input type="text"/> <input type="text"/>	石綿業務コード <input type="text"/> <input type="text"/>
	具体的業務内容 ()	具体的業務内容 ()	具体的業務内容 ()	具体的業務内容 ()
従事労働者数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
受診労働者数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
上記のうち第二次健康診断を要するとされた者の数	人	人	人	人
第二次健康診断受診者数	人	人	人	人
上記のうち有所見者数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
疾病にかかっていると診断された者の数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人

ページ	総ページ
<input type="text"/>	<input type="text"/>

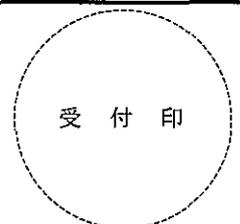
産 業 医	氏 名	⑩
	所属医療機関の名称及び所在地	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

⑩



折り曲げる場合は、(▼)の所を谷に折り曲げること。

様式第3号（第43条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健康診断年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる石綿業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「石綿業務の種類別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	石綿業務の内容
01	アモサイト（これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
02	クロシドライト（これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
10	石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）（これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
20	石綿（これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（コード01、02及び10に掲げる業務を除く。）

様式第8号(第37条関係)(裏面)

備考

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字認識装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象期間」の欄は、報告対象とした年を記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 「定期健康診断実施機関の名称」及び「定期健康診断実施機関の所在地」の欄は、定期健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」の欄は、常時使用する労働者数を記入すること。
- 「粉じん作業従事労働者数」の欄の粉じん作業コードは、別表を参照して、該当コードを全て記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合は、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コードのほ別表

- 「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。また、「粉じん作業従事労働者数」の欄の上記作業従事労働者数は、当該作業に常時従事する労働者数を記入すること。
- (※1)欄において「PR3」とは、エックス線写真の像が第3型であるものをいい、「PR4(A,B)」とは、エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)をいい、「PR4(C)」とは、エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。)をいい、「F(+ +)」とは、じん肺による著しい肺機能の障害があるものをいい、「その他」とは、昭和53年3月31日前に健康管理の区分が管理4であるとの決定を受けたものをいうこと。
- (※2)欄の「管理2」、「管理3イ」及び「管理3ロ」の欄は、作業転換時におけるじん肺管理区分により記入すること。
- (※3)欄は、本年中に療養を開始し、年内に治癒した労働者を含めて記入すること。
- 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

コード	粉じん作業の内容	コード	粉じん作業の内容
010	土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という。)(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業(コード012に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 坑外の、鉱物等を湿式により試掘する場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業	090	セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(コード030、032、160又は180に掲げる作業を除く。)
012	ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。)の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業	100	粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
020	鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(コード030、032、090又は180に掲げる作業を除く。)	110	粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(コード120から140までに掲げる作業を除く。)
030	坑内の、鉱物等を破砕し、粉砕し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業(コード032に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破砕し、粉砕し、又はふるいわけする場所における作業 ハ 設備による注水をしながらふるいわけする場所における作業	120	ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投入する作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
032	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業	130	陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
040	坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。	140	炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
050	坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充填し、又は岩粉を散布する場所における作業(コード052に掲げる作業を除く。)	150	砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を鑿し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳びり等を削り取る場所における作業(コード070に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。
052	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業	160	鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、又はかき集める作業
053	坑内であつて、コード010から032まで、050又は052に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業	170	金属その他無機物を製錬し、又は熔融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投入し、熔結し、湧出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湧出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。
060	岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(コード130に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業 ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業	180	粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは熔融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
070	研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(コード060に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。	190	耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業
080	鉱物等、炭素を主成分とする原料(以下「炭素原料」という。)(又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるいわけする場所における作業(コード030、150又は190に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるいわけする場所における作業 ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるいわけする場所における作業 ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破砕し、又は粉砕する場所における作業	200	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車同等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業
		210	金属を溶射する場所における作業
		220	染土の付着した陶管を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
		230	長大ずい道(著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業
		240	石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

指導勸奨による特殊健康診断結果報告書

標準字体

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

8	0	3	0	9
---	---	---	---	---

ページ	□	□	／	□	□
総ページ					

労働保険番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">□</td><td style="width: 10%;">□</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">府県</td><td style="font-size: x-small;">所轄</td><td style="font-size: x-small;">管轄</td><td colspan="4" style="font-size: x-small;">基幹番号</td><td colspan="4" style="font-size: x-small;">枝番号</td><td colspan="4" style="font-size: x-small;">被一括事業場番号</td> </tr> </table>	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	府県	所轄	管轄	基幹番号				枝番号				被一括事業場番号				在籍労働者数	人
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□																			
府県	所轄	管轄	基幹番号				枝番号				被一括事業場番号																							
事業場の名称			事業の種類																															
事業場の所在地	郵便番号 ()				電話 ()																													

対象年	7:平成 →	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">元号</td> <td style="width: 20px;">年</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> </tr> </table>	元号	年	□	□	(月 ~ 月分) (報告 回目)	健診年月日	7:平成 →	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">元号</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> </tr> </table>	元号	年	月	日	□	□	□	□
元号	年																	
□	□																	
元号	年	月	日															
□	□	□	□															

健康診断実施機関の名称			
健康診断実施機関所在地		第二次健康診断	年 月 日

項目	業務の種別	業務コード	業務コード	業務コード
		□□	□□	□□
		具体的業務内容 ()	具体的業務内容 ()	具体的業務内容 ()
従事労働者数		□□□□人	□□□□人	□□□□人
第一次健康診断	受診者数	□□□□人	□□□□人	□□□□人
	上記のうち 有所見者数	□□□□人	□□□□人	□□□□人
第二次健康診断	対象者数	人	人	人
	受診者数	人	人	人
健康管理区分	管理A該当者	人	人	人
	管理B該当者	□□□□人	□□□□人	□□□□人
	管理C該当者	□□□□人	□□□□人	□□□□人

産業医	氏名 ㊟ 所属医療機関の 名称及び所在地
-----	---

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

㊟



指導動受による特殊健康診断結果報告書入力（表面）

備考

- 1 □□□で記入された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りょうに記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告回数）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」及び「従事労働者数」の欄並びに「第一次健康診断」の欄の受診者数は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードをすべて記入し、（ ）内には具体的業務内容を記載すること。なお、コードに*を付したものについては第二次健康診断及び健康管理区分欄を空欄とすること。また、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表

コード	業務の内容
01*	紫外線・赤外線にさらされる業務
02*	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
03*	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
04*	黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
05*	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
06*	亜硫酸ガスを発生する場所における業務
07	二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発生する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
08*	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
09	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
10*	砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
14	炭素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
15	米杉、ネズコ、リュウブ又はラワンの粉じん等を発生する場所における業務
16*	超音波溶着機を取り扱う業務
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M. D. I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発生する場所における業務
18*	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
19*	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
20*	キーパンチャーの業務
21*	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
22*	地下駐車場における業務(排気ガス)
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等)の取り扱いの業務
25*	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
26*	金銭登録の業務
27*	引金付工具を取り扱う作業
29*	VDT作業
30*	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

81002

死亡災害報告(イメージ情報)

略図(発生時の状況を図示すること)

